

令和 8 度茨城県保護司会連合会事業計画(案)

茨城県保護司会連合会

1 運営方針

保護司法並びに茨城県保護司会連合会会則に基づき、保護司及び保護司会の活動の充実にため、水戸保護観察所の指導・助言により、更生保護法人茨城県更生保護協会及び茨城県更生保護女性連盟並びに各協力組織と緊密な連携を保ち、処遇技術向上のための研修や犯罪予防活動、保護観察対象者の自立更生促進等を行う。併せて、政府が取り組む再犯防止推進計画に関する施策への支援を図る。

また、より持続可能な保護司制度が確立できるよう、保護司適任者の安定的確保等、保護司制度全般についての協議・研究を進め、県下における更生保護事業の一層の進展を期する。

2 事業

(1) 役員会の開催

(2) 保護司研修及び研究会等の実施

(3) 全保連・関保連等主催の研修会に参加及び事業協力

(4) 更生保護サポートセンターの運営

(5) 地区保護司会会長会議(観察所主催)

(6) 第 7 6 回“社会を明るくする運動”の積極的展開

(7) 第 6 5 回茨城県更生保護大会の開催

(8) 保護司定数の充員と適正配置

(9) ICT化推進

(10) 「茨城県功労保護司の会」の組織運営

(11) 機関紙「更生保護いばらき」発行

(12) 社会貢献活動への推進

(13) 拘禁刑の趣旨に沿った対応(重点施策)

(14) ブロック別地区会長会議の開催

(15) 協力組織・関係機関・団体等との連携

(16) 顕彰の実施

(17) 慶弔の実施

(18) 再犯防止推進計画を踏まえた取組み(重点施策)

(19) その他の事業